

# 施設基準等 / 診療報酬請求に関する掲示

2026.6.1

## ○一般名処方加算

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。令和6年10月より、医療上の必要性があると認められず、患者様のご希望で長期収載品を処方した場合は、選定療養費として、後発医薬品との差額の一部が自己負担となりました。

## ○明細書発行体制加算

当院では領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料にて発行するにあたり、当加算を算定しています。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出いただきますようお願い申し上げます。

## ○夜間・早朝等加算

当院は、月火水木金土日曜日(祝日)10:30～14:00/15:00～19:30を診療時間と定めています。

厚生労働省の規定によって

- ・平日 18:00 以降に受付された方
- ・土曜日 12:00 以降に受付された方
- ・日曜・祝日は終日

上記の方は「夜間・早朝等加算」として初・再診料に50点を加算致します。(1割負担の方は50円、3割負担の方は150円)

## ○当院では下記の施設基準に係る届出を関東信越厚生局に行っております

コンタクトレンズ検査料 3:56点

## ○保険外負担に関する事項

書類名称	金額 (税込み)
一般の診断書	3,300円
一般の診断書(複雑)	7,150円
各種証明書	3,300円
処方箋及び指示書の再発行 (メガネ・コンタクト)	770円
各種検査画像等コピー(1枚につき)	220円
診療報酬明細書の発行	550円
療養費見舞金	550円